

保育料について

- ◆ 保育料は、児童の年齢と保護者の平成22年分の所得税及び平成21年分市町村民税で決まります。また、父母が同居の祖父母等の収入により生計を立てている場合や、祖父母等の税法上の扶養に児童もしくは父母が入っている場合は、祖父母等の税額も合算して保育料を算定します。
税資料未提出、若しくは不備だった方については、基準額の最高階層にて保育料を仮決定する場合があります。
- ◆ 保育料決定の際の所得税額については、住宅取得控除・配当控除・外国税額控除等の適用はしません。
- ◆ 入所後に提出税資料の税額や世帯員の変更が生じたとき、または結婚・離婚など戸籍の届出や生活保護の開始・廃止が生じたときは、保育料が変更となる場合があります。市福祉課へご連絡ください。
- ◆ 保育料は各月の初日が在籍の基準日となりますので、在籍した月は、出席日数にかかわらず1ヶ月分の保育料が必要となります。また、保育料の口座振替を希望される場合は、口座振替依頼書を銀行等へ提出してください。

提出された資料などを基に4月1日付けで保育料を仮決定します。(「暫定」)

6月1日になり新しい課税状況が確認できるようになると、保育料の見直しを行います。(「本算定」)

暫定保育料と本算定保育料が異なった場合、本算定保育料は4月分に遡っての適用となり、差額が生じた場合は、追加徴収又は還付をさせていただきます。

なお、変更がある方のみ通知(7月中旬頃)にてお知らせいたします。

届出について

次のような場合は、申請中・入所中を問わず市福祉課へ必ず届け出てください。

- ① 家庭内保育が可能となったとき(退職、病気治癒、その他)
(育児休業については希望により継続して入所することができます。)
- ② 転出するとき
- ③ 世帯の状況が変わったとき(離婚により母子・父子世帯になった、住所・氏名が変わった等)
- ④ 所得税額が変わったとき(期限後の税の申告【確定・修正】など)
- ⑤ 生活保護が開始・廃止されたとき

退所していただく場合があります

- ◆ 虚偽の申込みや届け出があった場合
- ◆ 入所理由が消滅した場合(退職、病気治癒、育児休業取得等)
- ◆ 入所児童が心身の状況等により集団保育になじまない場合
- ◆ 継続して1ヶ月以上保育所を欠席した場合、または無断欠席が同月内で連続して2週間以上続いた場合
- ◆ 求職を理由に入所できる期間は4ヶ月です。期間内に就労証明書等を提出されない場合は入所を解除されますのでご承知おきください。

なお、退所するときは、必ず退所する月の25日までに「退所届」を提出してください。

転園を希望する場合

転園を希望される場合は、新規の申し込みになります。なお、入所申込みをしても、希望者が多数の場合希望の保育所に入所できないことがあります。

保育所要録について

子どもの生活や発達等の連続性を踏まえ、子どもの育ちを保育所から小学校へ円滑に受け渡していくために、小学校入学時に入所している子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)が保育所から就学先となる小学校へ送付されます。

平成23年度 【継続】 保育所入所申込みのてびき

保育所とは

保育所とは、保護者が働いていたり、病気にかかっていたり、またはその他の理由で児童を昼間家庭において保育することができない場合に、保護者にかわって保育するところです。

現在入所している児童も、保護者が下記の入所基準に該当しない場合は入所できません。平成23年度(平成23年4月1日～平成24年3月31日)に引き続き入所を希望される方は、入所基準に該当することを確認のうえ、所定の手続きをお願いします。

入所基準

保育所に入所できる児童は、人吉市内に住所があり、集団保育が可能な児童で、保護者や同居の親族が次のいずれかに該当し、児童を保育することができない(保育に欠ける)場合です。

- (1) [家庭外労働] 保護者が家庭の外で仕事をしている場合
- (2) [家庭内労働] 自営業等、保護者が家庭で日常の家事以外の仕事をしていて児童の保育ができない場合
- (3) [親のいない家庭] 離婚、死亡、行方不明、拘禁などの理由で親がいない場合
- (4) [母の出産] 母が出産月の前後8週間の場合
- (5) [父母の病気等] 父母が病気や心身に障害があるなどして児童の保育ができない場合
- (6) [病人の看護等] 家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人がいるため、常時その看護にあたっており、児童の保育ができない場合
- (7) [家庭の災害] 火災や風水害・地震などの災害のため、その復旧にあたり、児童の保育ができない場合

平成22年度に保育所に入所されていた場合は、育児休業の取得をされても継続して入所することができるようになりました。

受付期間及び受付場所

平成22年12月24日(金)までに『平成23年度保育所継続入所申込書』に必要書類を添えて、現在入所中の保育所へ申し込んでください。
指定期間までに提出がない場合は、次年度の入所の意思がないものとみさせていただきますので、ご注意ください。

人吉市役所 福祉課 児童福祉係

TEL 22-2111 (内線 1145・1146) FAX 24-9536

〒868-8601 人吉市麓町16番地

入所選考と決定

希望の保育所への入所は、申込書類により入所基準の審査を行い入所を決定します。継続入所申込みをしても、審査の結果、入所基準に該当しないため入所が認められない場合があります。また、保育に欠ける理由によっては、保育期間の希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

※提出された書類で、就労状況や家庭状況などがわからない場合は、面接を行います。

※受付期間に申し込みをされた方には、平成23年3月上旬に入所の承諾・不承諾及び保留をお知らせします。

必要書類

申し込みには次の1～3の書類がすべて必要です。

※兄弟姉妹で複数申し込む世帯は、申込書以外の書類は1部で結構です。

- 1 平成23年度保育所継続入所申込書・・・・・・児童1人に1部必要です。
- 2 保護者が保育できないことを証明する書類・・・・・・父母の下記書類が必要です。

	保護者等の状況	提出書類	備 考
就 労 等	就労している人 就労予定の人	就労（予定）証明書	事業所で記入してもらってください。 就労予定の方は、就労開始後に『就労証明書』を提出してください。
	内職	就労証明書	会社・事業所の証明がとれるとき 仕事の内容・就労時間等の記載が必要
		民生委員児童委員意見書	会社・事業所の証明がとれないとき 仕事の内容・就労時間等の記載が必要
	自営業・農林水産業・酪農	民生委員児童委員意見書	仕事の内容・就労時間等の記載が必要
	求職中	求職中の申立書	4ヶ月以内に就労証明書を提出してください。
病 気 等	出産	母子手帳の写し	出産予定日の欄と表紙をコピーしてください。
	保護者の病気・障害	医師の診断書等 （身障手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の写し）	児童の保育ができない旨を記入してもらってください。
	病人の看護等		看護が必要である旨を記入してもらってください。看護が必要な人の氏名、疾病名、看護の状況等が記載された『民生委員児童委員意見書』でも結構です。

3 保育料を決定するための書類・・・・・・父母の以下の書類が必要です。

※下記の書類で該当する書類を提出してください。

① 平成22年分 所得税額の証明書

区 分	提 出 書 類
給与所得のみの方	『平成22年分源泉徴収票の写し』 ※年末調整済みのもの ※中途退職などで年末調整ができなかった場合や、源泉徴収票が一人で複数枚ある方は、必ず確定申告や市民税申告をしてから、『申告書の控え』を提出してください。
確定申告をされる方	『平成22年分確定申告書の控え』 確定申告の際に必ず控えをとってください。
市民税の申告をされる方 （所得税のかからなかった方）	『平成23年度市民税申告書の写し』 平成22年中に所得がなかった場合でも、市民税申告が必要となりますのでご注意ください。
平成22年中無職等で配偶者控除または扶養控除を受けた方	同控除を受けたことを確認できる平成22年分の配偶者などの『源泉徴収票』または『確定申告の控え』

◆ 所得税額（源泉徴収税額）が父母のどちらとも非課税（0円）の場合は、下記の書類も必要です。（所得税額が父母のどちらかに課税されている場合は必要ありません。）

② 平成22年度（平成21年分） 市町村民税の証明書

住 所	提 出 書 類	発 行 者
平成22年1月1日現在 住所が人吉市にあった方	平成22年度市民税課税証明書（保育所用）	人吉市役所税務課
平成22年1月2日以降 に人吉市に転入された方	平成22年度市町村民税課税証明書	平成22年1月1日現在 住所があった市区町村

※ 父母が同居の祖父母等の収入により生計を立てている場合は、祖父母等の税資料も必要です。

※ 同居家族のなかに、身体障害者手帳または療育手帳を持っている方（申込み児童を含む）がいる場合は、手帳の写しをご提出ください。

書類の提出期限

書類は、現在入所中の保育園に提出してください。

1. 継続入所申込書、保護者が保育できないことを証明する書類

平成22年12月24日（金）までに提出してください。

2. 保育料を決定するための書類

- ① 平成23年度（22年分）源泉徴収票の写し・・・・・・平成23年1月31日（月）
- ② 平成23年度（22年分）確定申告書の控え・・・・・・平成23年3月15日（火）
（申告の際に必ず「控え」をとり、税務署受付印を押印してもらってください）
- ③ 平成23年度（22年分）市民税申告書の控え・・・・・・平成23年3月15日（火）
- ④ 平成22年度（21年分）市町村民税課税証明書・・・平成23年2月28日（月）

※ 特別な理由で期限までに、保育料を決定するための書類を提出できないときは、必ず遅延理由を連絡してください。提出がない場合は、入所できないことがあります。